

北九州市監査公表第11号

平成31年2月20日

北九州市監査委員 井上 勲  
 同 廣瀬 隆明  
 同 香月 耕治  
 同 福島 司

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

1 監査の対象

(1) 財政援助団体

今回の監査は、北九州市（以下「市」という。）が財政援助をしている環境局所管団体のうち、次の団体を抽出し、平成29年度及び平成30年度（平成30年4月から同年6月末日まで）に交付した補助金等に係る出納その他の事務の執行を対象とした。

（平成30年6月30日現在、単位：千円）

補助金等 交付団体名	補助金等の名称	29年度 交付額	30年度 交付額	所管課
北九州ESD協議会	「北九州ESD協議会」事業活動負担金	25,570	23,430	環境学 習課
北九州エコライフ ステージ実行委員会	北九州エコライフス テージ負担金	15,492	15,628	
公立大学法人北九 州市立大学	北九州市環境未来技 術開発助成金	2,000	—	環境産 業推進 課

※30年度交付額は、平成30年6月30日までの交付済額。

(2) 公の施設の指定管理者

今回の監査は、市が公の施設の管理を行わせている環境局所管の指定管理者のうち、次の団体を抽出し、平成29年度及び平成30年度（平成3

0年4月から同年6月末日まで)の公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行を対象とした。

指定管理者名	施設名	所管課
タカミヤ・マリバー里山を考える会 共同事業体	北九州市環境ミュージアム	環境学習課
ひびき灘開発株式会社	北九州市エコタウンセンター	環境産業推進課
	北九州市響灘ビオトープ	環境監視課

## 2 監査の方法

### (1) 財政援助団体

監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに、関係職員から説明を聴取した。

### (2) 公の施設の指定管理者

監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに、関係職員から説明を聴取した。

## 3 監査の期間

平成30年7月11日から平成31年2月7日まで

## 4 監査の結果

### (1) 財政援助団体

監査に当たっては、補助金等がその目的に沿って適正に執行されているか等に着目して実施した。

監査の結果、出納その他の事務は、おおむね適正に処理されていた。

### (2) 公の施設の指定管理者

監査に当たっては、条例及び協定に沿って適正な管理が行われているか等に着目して実施した。

監査の結果、出納その他の事務は、おおむね適正に処理されていた。